

その2		① する ② しない
酒類の提供		①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
規定により講ずる措置の内容	措置の具体的内容	
法第31条の13項の内容	当該措置の内容	当該措置の内容
当該措置の内容	当該措置の内容	当該措置の内容
役務提供の様子	役務提供の様子	役務提供の様子
受付所において他の営業を兼業すること	① する ② しない	①の場合：当該兼業する営業の内容

行政書士 藤田 晶 事務所 / 愛媛県四国中央市川之江町3023番地の4

## 備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
  - 2 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
  - 3 「措置の具体的な内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的な内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
  - 4 「付与を行う方法及び場所」欄には、識別番号等付与希望者が18歳以上であることを確認するための方法及び当該識別番号等を付与する場所を記載すること。
  - 5 「役務提供の態様」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（客に競わせるか又は営業を営む者が割り当てるかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐかの別）等の事項を記載すること。
  - 6 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。